国民年金からのお知らせ

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対　象　者
令和８年１０月下旬から １１月上旬にかけて順次発送	令和８年１月１日から９月３０日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和９年２月上旬	令和８年１０月１日から１２月３１日までの間に国民年金保険料を納付された方 ※令和８年１月１日から９月３０日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。

※「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方につきましては、上記発送時期よりも早く電子送付されます。

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

【問合せ先】　ねんきん加入者ダイヤル　☎０５７０－００３－００４
【受付時間】　・月～金曜日　午前８時３０分～午後７時
・第２土曜日　午前９時３０分～午後４時
・土日・祝日（第２土曜日を除く）、１２月２９日～１月３日はご利用いただけません。

役場助成金を受けられます！

令和９年度のＮＯＳＡＩの農業経営収入保険へ加入する農業者に対して東通村より保険料等の一部に対し助成がされます。

補助対象者

・村に住所を有する個人若しくは法人事業者
・収入保険に加入している経営体
・令和９年４月１日～令和１０年３月１日までに保険期間が開始となること

補助対象経費及び補助率

加入者が負担する掛捨て保険料等（付加保険料含）の２分の１以内を対象とする。（千円未満の端数切捨て）

申請方法

交付申請手続きは青森県農業共済組合の長へ委任する形を採用。
事務手続き等はNOSAIが行いますので煩雑な事務手続きはありません。

【お問合せ先】　東通村 農林畜産課　☎０１７５－３３－２１４１
青森県農業共済組合 南部支所 収入保険課　☎０１７６－２２－８１００